

平成 28 年 2 月 26 日
選挙管理委員会事務局

平成 27 年国勢調査人口（速報値）による 都議会議員定数等の概要について

標記の国勢調査人口（速報値）に基づき、関係資料を作成したので下記のとおり配布します。

記

配布資料

- (1) 平成 27 年国勢調査人口（速報値）による都議会議員定数較差等の概要
- (2) 都議会議員選挙区別議員一人当たりの人口及び較差一覧（平成 27 年国勢調査人口速報値による）
- (3) 都道府県議会議員の選挙区及び定数配分に関する規定（参考資料）

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局総務課
電話 03-5320-6904

平成 27 年国勢調査人口（速報値）による都議会議員定数較差等の概要

1 「議員一人当たりの人口」の最大較差の対前回比（前回：平成 22 年実施）

(1) 「条例定数による較差」は 0.04 ポイントの縮小

今回：1.88 倍（中野区選挙区 1.00 倍 対 北多摩第 3 選挙区）

前回：1.92 倍（中野区選挙区 1.00 倍 対 北多摩第 3 選挙区）

(2) 「条例定数による較差」と「人口比例配分定数による較差」の差は 0.11 ポイントの縮小

今回：0.23 倍（条例定数較差 1.88 倍－人口比例配分定数較差 1.65 倍）

前回：0.34 倍（条例定数較差 1.92 倍－人口比例配分定数較差 1.58 倍）

2 条例定数と人口比例配分定数の比較

(1) 条例定数が人口比例配分定数を上回る選挙区

選挙区	条例定数 (A)	人口比例配分定数 (B)	差 (A-B)
新宿区	4	3	1
墨田区	3	2	1
大田区	8	7	1
中野区	4	3	1
杉並区	6	5	1
北区	4	3	1

(2) 条例定数が人口比例配分定数を下回る選挙区

選挙区	条例定数 (A)	人口比例配分定数 (B)	差 (A-B)
江東区	4	5	-1
世田谷区	8	9	-1
練馬区	6	7	-1
江戸川区	5	6	-1
町田市	3	4	-1
北多摩第 3	2	3	-1

※ 1) 「議員一人当たりの人口」の最大較差

現行条例における特例選挙区(千代田区選挙区、島部選挙区)を除く選挙区間の較差

2) 条例定数

条例により定められた選挙区別議員定数。都議会議員の総定数は 127 人

3) 人口比例配分定数

選挙区ごとの人口に比例配分させて議員定数を算出したもの

都議会議員選挙区別議員1人当たりの人口及び較差

(平成27年10月1日国勢調査人口速報値)

選挙区	平成27年 国勢調査人口 (速報値)	配当基数 (各選挙区の人口 (A)÷都の総人口 ×議員の総定数)	人口比例 配分に基づ く定数	条例定数	人口比例 配分定数 との差	条例定数			人口比例配分定数		
						議員 一人当たり の人口	較差		議員 一人当たり の人口	較差	
							A÷D	対中野区		対千代田区	A÷C
(区域)	A	B	C	D	D-C	A÷D	対中野区	対千代田区	A÷C	対立川市	対千代田区
総数	13,513,734	127	127	127		106,407	1.29	1.82	106,407	1.21	1.82
区部	9,272,565	87.142	87	89	2	104,186	1.27	1.79	106,581	1.22	1.83
市郡部	4,214,674	39.609	39	37	△2	113,910	1.39	1.95	108,069	1.23	1.85
島部	26,495	0.249	1	1		26,495	0.32	0.45	26,495	0.30	0.45
千代田区	58,344	0.548	1	1		58,344	0.71	1.00	58,344	0.67	1.00
中央区	141,087	1.326	1	1		141,087	1.72	2.42	141,087	1.61	2.42
港区	243,390	2.287	2	2		121,695	1.48	2.09	121,695	1.39	2.09
新宿区	333,363	3.133	3	4	1	83,341	1.01	1.43	111,121	1.27	1.90
文京区	219,806	2.066	2	2		109,903	1.34	1.88	109,903	1.25	1.88
台東区	198,512	1.866	2	2		99,256	1.21	1.70	99,256	1.13	1.70
墨田区	256,416	2.410	2	3	1	85,472	1.04	1.46	128,208	1.46	2.20
江東区	498,144	4.681	5	4	△1	124,536	1.52	2.13	99,629	1.14	1.71
品川区	386,687	3.634	4	4		96,672	1.18	1.66	96,672	1.10	1.66
目黒区	278,105	2.614	3	3		92,702	1.13	1.59	92,702	1.06	1.59
大田区	717,565	6.744	7	8	1	89,696	1.09	1.54	102,509	1.17	1.76
世田谷区	900,391	8.462	9	8	△1	112,549	1.37	1.93	100,043	1.14	1.71
渋谷区	224,815	2.113	2	2		112,408	1.37	1.93	112,408	1.28	1.93
中野区	328,685	3.089	3	4	1	82,171	1.00	1.41	109,562	1.25	1.88
杉並区	564,846	5.308	5	6	1	94,141	1.15	1.61	112,969	1.29	1.94
豊島区	291,066	2.735	3	3		97,022	1.18	1.66	97,022	1.11	1.66
北区	341,074	3.205	3	4	1	85,269	1.04	1.46	113,691	1.30	1.95
荒川区	211,518	1.988	2	2		105,759	1.29	1.81	105,759	1.21	1.81
板橋区	561,937	5.281	5	5		112,387	1.37	1.93	112,387	1.28	1.93
練馬区	722,108	6.786	7	6	△1	120,351	1.46	2.06	103,158	1.18	1.77
足立区	671,108	6.307	6	6		111,851	1.36	1.92	111,851	1.28	1.92
葛飾区	443,293	4.166	4	4		110,823	1.35	1.90	110,823	1.26	1.90
江戸川区	680,305	6.393	6	5	△1	136,061	1.66	2.33	113,384	1.29	1.94
八王子市	576,526	5.418	5	5		115,305	1.40	1.98	115,305	1.31	1.98
立川市	175,388	1.648	2	2		87,694	1.07	1.50	87,694	1.00	1.50
武蔵野市	144,683	1.360	1	1		144,683	1.76	2.48	144,683	1.65	2.48
三鷹市	187,133	1.759	2	2		93,567	1.14	1.60	93,567	1.07	1.60
青梅市	137,177	1.289	1	1		137,177	1.67	2.35	137,177	1.56	2.35
府中市	260,132	2.445	2	2		130,066	1.58	2.23	130,066	1.48	2.23
昭島市	111,511	1.048	1	1		111,511	1.36	1.91	111,511	1.27	1.91
町田市	432,516	4.065	4	3	△1	144,172	1.75	2.47	108,129	1.23	1.85
小金井市	121,590	1.143	1	1		121,590	1.48	2.08	121,590	1.39	2.08
小平市	190,245	1.788	2	2		95,123	1.16	1.63	95,123	1.08	1.63
日野市	186,374	1.752	2	2		93,187	1.13	1.60	93,187	1.06	1.60
西東京市	199,823	1.878	2	2		99,912	1.22	1.71	99,912	1.14	1.71
西多摩	253,485	2.382	2	2		126,743	1.54	2.17	126,743	1.45	2.17
福生市	58,432	0.549									
羽村市	55,845	0.525									
あきる野市	80,980	0.761									
瑞穂町	33,461	0.314									
日の出町	17,325	0.163									
檜原村	2,207	0.021									
奥多摩町	5,235	0.049									
南多摩	234,272	2.202	2	2		117,136	1.43	2.01	117,136	1.34	2.01
多摩市	146,627	1.378									
稲城市	87,645	0.824									
北多摩第1	306,565	2.881	3	3		102,188	1.24	1.75	102,188	1.17	1.75
東村山市	150,130	1.411									
東大和市	85,167	0.800									
武蔵村山市	71,268	0.670									
北多摩第2	195,975	1.842	2	2		97,988	1.19	1.68	97,988	1.12	1.68
国分寺市	122,701	1.153									
国立市	73,274	0.689									
北多摩第3	309,718	2.911	3	2	△1	154,859	1.88	2.65	103,239	1.18	1.77
調布市	229,644	2.158									
狛江市	80,074	0.753									
北多摩第4	191,561	1.800	2	2		95,781	1.17	1.64	95,781	1.09	1.64
清瀬市	74,893	0.704									
東久留米市	116,668	1.096									
島部	26,495	0.249	1	1		26,495	0.32	0.45	26,495	0.30	0.45
大島町	7,883	0.074									
利島村	338	0.003									
新島村	2,750	0.026									
神津島村	1,891	0.018									
三宅村	2,482	0.023									
御蔵島村	335	0.003									
八丈町	7,615	0.072									
青ヶ島村	178	0.002									
小笠原村	3,023	0.028									

注) 1 「選挙区」及び「条例定数」は現行条例による。
 2 「人口比例配分に基づく定数」は選挙区ごとの人口に比例配分させて議員定数を算出したもの。
 3 特別区の人口比例配分に基づく定数は公職選挙法第266条第2項を適用し算出している。
 4 端数処理は全て四捨五入とした。

都道府県議会議員の選挙区及び定数配分に関する規定

1 地方自治法（抜粋）

（都道府県議会の議員の定数）

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 （略）

2 公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5～6 （略）

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9～10 （略）

（特別区の特例）

第二百六十六条 （略）

2 都の議会の議員の各選挙区において選挙すべき議員の数については、特別区の存する区域以外の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなして定め、特別区の区域を区域とする各選挙区において選挙すべき議員の数を、特別区の存する区域を一の選挙区とみなした場合において当該区域において選挙すべきこととなる議員の数を特別区の区域を区域とする各選挙区に配分することにより定めることができる。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

3 公職選挙法施行令（抜粋）

(人口の定義)

第四百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令第七十六条又は第七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

4 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（抜粋）

(定数)

第一条 東京都議会議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定に基づき、百二十七人とする。

(選挙区)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により、次項及び第三項の選挙区を除き、一の特別区及び市の区域を一選挙区とする。

2 法第十五条第三項の規定により、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町の区域を合わせて一選挙区とし、これを西多摩選挙区といい、多摩市及び稲城市の区域を合わせて一選挙区とし、これを南多摩選挙区といい、東村山市、東大和市及び武蔵村山市の区域を合わせて一選挙区とし、これを北多摩第一選挙区といい、国分寺市及び国立市の区域を合わせて一選挙区とし、これを北多摩第二選挙区といい、調布市及び狛江市の区域を合わせて一選挙区とし、これを北多摩第三選挙区といい、清瀬市及び東久留米市の区域を合わせて一選挙区とし、これを北多摩第四選挙区という。

3 法第二百七十一条の規定により、千代田区の区域を一選挙区とし、これを千代田区選挙区といい、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域を合わせて一選挙区とし、これを島部選挙区という。